

○御前崎市マリパーク御前崎オートキャンプ場条例

令和4年6月29日条例第14号

御前崎市マリパーク御前崎オートキャンプ場条例

(設置)

第1条 この条例は、御前崎市と静岡県御前崎港管理事務所との管理協定書に基づき管理するマリパーク御前崎のオートキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 キャンプ場の位置は、御前崎市港6104番地の9とする。

(利用の許可)

第3条 キャンプ場の施設及び設備を利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、キャンプ場の管理のため必要な条件を付することができる。

(利用の許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の利用を許可しない。

- (1) 公益を害し、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利用になると認めるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を得たとき。
- (3) 第3条第2項の条件に違反しているとき。
- (4) 公益上、安全上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、第3条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の危険を防止する場合その他やむを得ないと認められる場合は、区域を定めてキャンプ場の利用を禁止又は制限することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、キャンプ場を利用目的以外に利用し、又はその権利の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料等)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の使用料は、利用の許可を受けた際に納めるものとする。ただし、市長が公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第5条第4号の規定に基づき、利用の取消し又は中止をさせたとき。
- (2) 利用者が利用を開始する当日までに利用の取消しの申出をしたとき。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、キャンプ場の利用が終わったときは、直ちに、利用した設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、キャンプ場の施設、設備又は器具類を損傷若しくは汚損又は滅失したときは、市長の指示によりこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 市長は、利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めに従わず、又は本人の不注意若しくは不可抗力によって生じた事故に対しては、その責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

キャンプ場使用料

区画	オート サイト A	オート サイト B	オート サイト C	オート サイト D	フリー サイト	駐車場 (車中 泊)	駐車場 (利 用)	駐車場 (イベ ント)
平日	2,500 円	3,000 円	4,000 円	3,500 円	2,000 円	750円	200円	15,000
土日・祝 日	4,000 円	4,500 円	8,000 円	4,500 円	3,000 円	／日	／日	円／日

備考

- 1 オートサイト内での電源サイトを利用する場合は、1日500円を加算する。
- 2 1サイト当たりの利用人数は、6人（小学生未満の者を除く。）までとする。6人を超えて利用する場合は、2サイト使用すること。
- 3 平日を含めた土日・祝日と重なる宿泊の場合は、土日・祝日料金とする。